

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義)		(用語の定義)	
第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 ～ 18 (略)	(略)	1 ～ 18 (略)	(略)
19 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）	19 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
20 ～ 26 (略)	(略)	20 ～ 26 (略)	(略)
27 <u>リルーティング通話等</u>	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、当社の電話網内で接続する通話	27 削除	削除
28 相互接続通話	相互接続点との間の通話、相互接続点相互間の通話及びリルーティング通話等	28 相互接続通話	相互接続点との間の通話及び相互接続点相互間の通話
28の2 通話サービス卸提供先事業者	当社が提供する通話に係る卸電気通信役務（以下「通話サービス卸」といいます。）を利用して自らの通話サービスとして提供する電気通信事業者	28の2 通話サービス卸	当社が提供する通話に係る卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）
29 契約者回線等	(略)	28の3 通話サービス卸提供先事業者	通話サービス卸を利用して自らの通話サービスとして提供する電気通信事業者
30 サービス接続点	(略)	29 契約者回線等	(略)
		30 サービス接続点	(略)

新旧対照

旧		新	
		30の2 都道府県の 区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域
31 消費税相当額	（略）	31 消費税相当額	（略）
		<p>附 則（令和6年12月24日東経営第000200000455号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>	

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>
用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 21	(略)
22 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
23 協定事業者	(略)
24 <u>リルーティング通信等</u>	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、当社の総合デジタル通信網内で接続する通信
25 相互接続通信	相互接続点との間の通信、 <u>相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等</u>
25の2 通話サービス卸提供先事業者	当社が提供する通話に係る卸電気通信役務（以下「通話サービス卸」といいます。）を利用して自らの通信サービスとして提供する電気通信事業者
26 契約者回線等	(略)
27 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 21	(略)
22 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
23 協定事業者	(略)
24 削除	削除
25 相互接続通信	相互接続点との間の通信及び <u>相互接続点相互間の通信</u>
25の2 通話サービス卸	当社が提供する通話に係る卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）
25の3 通話サービス卸提供先事業者	通話サービス卸を利用して自らの通信サービスとして提供する電気通信事業者
26 契約者回線等	(略)
26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域
27 消費税相当額	(略)

新旧対照

旧	新
	附 則（令和6年12月24日東経営第000200000455号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 ～ (略) 19	(略)	1 ～ (略) 19	(略)
20 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）	20 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
21 ～ (略) 29	(略)	21 ～ (略) 29	(略)
30 加入電話等に関する権利	(略)	30 加入電話等に関する権利	(略)
31 消費税相当額	(略)	30の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域
		31 消費税相当額	(略)
		<p>附 則（令和6年12月24日東経営第000200000455号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>	

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 ～ (略) 11	(略)	1 ～ (略) 11	(略)
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）	12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
13 ～ (略) 19	(略)	13 ～ (略) 19	(略)
19の2 リルーティング通信等	協定事業者からのリルーティング指示信号等に基づき、音声利用 I P 通信網内で接続する通信	19の2 削除	削除
20 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）	20 相互接続通信	相互接続点との間の通信及び相互接続点相互間の通信（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
21 契約者回線等	(略)	21 契約者回線等	(略)
22 消費税相当額	(略)	21の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域
		22 消費税相当額	(略)
		<p>附 則（令和6年12月24日東経営第000200000455号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>	

LAN型通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																										
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 12</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13 相互接続点</td> <td>当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）</td> </tr> <tr> <td>14 ～ (略) 22</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>23 協定事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>24 消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 12	(略)	13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）	14 ～ (略) 22	(略)	23 協定事業者	(略)	24 消費税相当額	(略)	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 12</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13 相互接続点</td> <td>当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点</td> </tr> <tr> <td>14 ～ (略) 22</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>23 協定事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>23の2 都道府県の区域</td> <td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域</td> </tr> <tr> <td>24 消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 12	(略)	13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点	14 ～ (略) 22	(略)	23 協定事業者	(略)	23の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	24 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味																										
1 ～ (略) 12	(略)																										
13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）																										
14 ～ (略) 22	(略)																										
23 協定事業者	(略)																										
24 消費税相当額	(略)																										
用 語	用 語 の 意 味																										
1 ～ (略) 12	(略)																										
13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点																										
14 ～ (略) 22	(略)																										
23 協定事業者	(略)																										
23の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域																										
24 消費税相当額	(略)																										
<p>附 則（令和6年12月24日東経営第000200000455号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>																											

専用サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 ～ (略) 10	(略)	1 ～ (略) 10	(略)
11 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）	11 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12 ～ (略) 25	(略)	12 ～ (略) 25	(略)
26 消防機関	(略)	26 消防機関	(略)
27 消費税相当額	(略)	26の2 都道府県の区域 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	27 消費税相当額 (略)

新旧対照

旧	新
<p>別記 1 ～ (略) 4 5 他社料金設定回線の料金の取扱い等 (1) 他社料金設定回線に係る料金は、その他社料金設定回線と接続される他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者（その他社接続回線が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社が別に定める協定事業者とします。以下この別記5において同じとします。）の契約約款等（卸電気通信役務の提供に関する契約を含みます。以下この別記5において同じとします。）に定めるところによります。 (2) (略) (3) (略)</p>	<p>別記 1 ～ (略) 4 5 他社料金設定回線の料金の取扱い等 (1) 他社料金設定回線に係る料金は、その他社料金設定回線と接続される他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者（その他社接続回線が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社が別に定める協定事業者とします。以下この別記5において同じとします。）の契約約款等（卸電気通信役務 <u>（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）</u> の提供に関する契約を含みます。以下この別記5において同じとします。）に定めるところによります。 (2) (略) (3) (略)</p>
	<p>附 則（令和6年12月24日東経営第000200000455号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>

**B i z ひかりクラウドサービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧		新	
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>		<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
1 ～ 10 (略)	(略)	1 ～ 10 (略)	(略)
11 相互接続点	<p>当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（<u>事業法の規定に基づき当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）に定める都道府県の区域をいいます。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）</u></p>	11 相互接続点	<p>当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点</p>
12 ～ 21 (略)	(略)	12 ～ 21 (略)	(略)
		<p>附 則（令和6年12月24日東経営第000200000455号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>	

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																																		
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 13</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14 相互接続点</td> <td>当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）</td> </tr> <tr> <td>15 ～ (略) 22</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>23 <u>リルーティング通信等</u></td> <td>協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、特定音声利用 I P 通信網内で接続する通信</td> </tr> <tr> <td>24 相互接続通信</td> <td>相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）</td> </tr> <tr> <td>25 契約者回線等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>26 消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 13	(略)	14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）	15 ～ (略) 22	(略)	23 <u>リルーティング通信等</u>	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、特定音声利用 I P 通信網内で接続する通信	24 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）	25 契約者回線等	(略)	26 消費税相当額	(略)	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 13</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14 相互接続点</td> <td>当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点</td> </tr> <tr> <td>15 ～ (略) 22</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>23 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>24 相互接続通信</td> <td>相互接続点との間の通信及び相互接続点相互間の通信（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）</td> </tr> <tr> <td>25 契約者回線等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25の2 <u>都道府県の区域</u></td> <td>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域</td> </tr> <tr> <td>26 消費税相当額</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 13	(略)	14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点	15 ～ (略) 22	(略)	23 削除	削除	24 相互接続通信	相互接続点との間の通信及び相互接続点相互間の通信（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）	25 契約者回線等	(略)	25の2 <u>都道府県の区域</u>	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域	26 消費税相当額	(略)
用 語	用 語 の 意 味																																		
1 ～ (略) 13	(略)																																		
14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）																																		
15 ～ (略) 22	(略)																																		
23 <u>リルーティング通信等</u>	協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、特定音声利用 I P 通信網内で接続する通信																																		
24 相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）																																		
25 契約者回線等	(略)																																		
26 消費税相当額	(略)																																		
用 語	用 語 の 意 味																																		
1 ～ (略) 13	(略)																																		
14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点																																		
15 ～ (略) 22	(略)																																		
23 削除	削除																																		
24 相互接続通信	相互接続点との間の通信及び相互接続点相互間の通信（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）																																		
25 契約者回線等	(略)																																		
25の2 <u>都道府県の区域</u>	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域																																		
26 消費税相当額	(略)																																		
<p>附 則（令和6年12月24日東経営第000200000455号） この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。</p>																																			

卸電話等サービス契約約款の廃止
新旧対照

旧	新
	<p>▲卸電話等サービス契約約款の廃止 (令和6年12月24日東経営第000200000455号)</p> <p style="text-align: right;">実施 令和7年1月1日</p> <p>卸電話等サービス契約約款(平成15年東経営第03-213号)は廃止します。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (実施期日)</p> <p>第1条 この約款は、令和7年1月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 この約款実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この約款実施の日において、なお従前のおりとしします。</p>